

広報かどま 7 (2025) 年 10 月号

不安をあおって契約を急かす点検商法に注意！

(事例) 「近所で屋根の修理をしていたら、お宅の屋根瓦が剥がれているのが見えた」と言って、屋根修理の業者が訪問してきた。無料で点検してあげるというので見てもらうと、「屋根瓦が数ヶ所剥がれて土台の部分も腐食している。すぐに修理しないと大雨が降ったら大変なことになる」と言われ、焦ってその場で 130 万円の契約をした。しかし、冷静になって考えると、今まで何も問題はなかったのに、本当に修理が必要だったのか疑わしい。キャンセルしたい。

(助言) 点検商法といわれる手口です。無料又は格安料金で点検すると言って訪問し、修理の必要がなくても不安をあおって契約を迫ります。契約を急かされても、慌ててその場で契約しないよう気をつけましょう。もし、契約してしまっても、訪問販売により契約をした場合は、契約書面を受け取ってから 8 日以内であれば、クーリングオフができます。無条件で契約を解除できる制度なので、たとえ工事が始まっていても期間内であれば契約解除が可能です。また、期間が過ぎていても契約を解除できる場合もあるので、気になる場合は消費生活センターまでご相談ください。

問合先

門真市消費生活センター

06-6902-7249